



大阪労働局発表
平成26年10月30日

照
会
先

大阪労働局労働基準部監督課
電 話 06 (6949) 6490

近畿2府4県労働局が合同でトラック運送事業者を一斉監督

滋賀労働局（局長 野田 律）、京都労働局（局長 森川 善樹）、大阪労働局（局長 中沖 剛）、兵庫労働局（局長 中山 明広）、奈良労働局（局長 荒川 あや子）、和歌山労働局（局長 樺葉 伸一）の近畿2府4県労働局は、本年9月に一斉に貨物自動車運送事業（トラック運送事業）に対して実施した、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の確保及び改善基準（注1）の遵守並びに荷役作業等の労働災害防止のための監督指導の実施結果の概要を、以下のとおり取りまとめました。

注1）改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（資料1参照）を指します。

監督指導実施結果の概要

	件数	違反率
監督実施事業場	158件	—
法違反事業場	129件	81.6%
改善基準違反事業場	84件	53.2%

主要な違反事項／違反率

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	46.2%	健康診断	18.4%	最大拘束時間	41.1%
2	労働条件明示	24.1%	安全衛生管理体制	8.9%	総拘束時間	34.2%
3	割増賃金	20.9%	その他	15.2%	休息期間	32.9%
4	その他	40.5%			連続運転時間	26.6%

- ・監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

監督指導実施結果

1 法違反等事業場の状況

監督の実施件数は、158件で、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は129件、法違反率は81.6%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は84件、改善基準違反率は53.2%でした。

2 労働基準法の主要な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働時間・割増賃金関係	労働基準法第32条(労働時間)	73件	46.2%	時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。 時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
	同法第37条(割増賃金)	33件	20.9%	法定時間外労働、深夜労働(原則として午後10時から午前5時)を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。 法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。
	内訳(延べ件数) 時間外労働に対する割増賃金不払い	32件	20.3%	
	深夜業に対する割増賃金不払い	14件	8.9%	
休日労働に対する割増賃金不払い	3件	1.9%		
労働条件明示等関係		55件	34.8%	
内訳(延べ件数)	労働基準法第15条(労働条件の明示)	38件	24.1%	労働者を雇い入れる際に、賃金額や賃金支払方法等の法定事項について書面を交付していないもの。
	同法第89条(就業規則の作成等)	25件	15.8%	常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。

3 労働安全衛生法の主要な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第11条から12条の2、第14条、第15条及び第17条から第19条まで(安全衛生管理体制)		14件	8.9%	常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者・産業医等)を選任していないもの。 常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者(安全衛生推進者)を選任していないもの。 常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の安全・衛生委員会等を設置していないもの。
同法第66条(健康診断)		29件	18.4%	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。 常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。
(延べ件数) 内訳	定期健康診断	11件	7.0%	
	特定健康診断	20件	12.7%	

4 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の主要な違反事項（資料1参照）

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間に関する違反		54件	34.2%	1カ月の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間に関する違反		65件	41.1%	1日の拘束時間の限度を超えているもの。
休息期間に関する違反		52件	32.9%	1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
最大運転時間に関する違反		14件	8.9%	1日あるいは週の運転時間の限度を超えているもの。
内訳 (延べ 件数)	1日の運転時間が2日平均で9時間を超えているもの	11件	7.0%	
	1日の運転時間が2週間ごとの平均で44時間を超えているもの	7件	4.4%	
連続運転時間に関する違反		42件	26.6%	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの
休日労働に関する違反		6件	3.8%	法定休日労働を2週に1回を超えて行わせているもの。

5 今後の指導方針

一斉監督の結果、依然として労働時間、労働安全衛生に関する法違反、改善基準違反が認められたため、道路貨物運送業を特に対策を必要とする業種と位置づけた事業場への監督指導を継続します。

また、トラック運転者の長時間労働は、集荷・配達時間などの発注条件の制約が大きな要因となっており、また、労働災害発生場所は荷主先に多いなどのことがあるため、発注者に対して労働基準法の労働時間規制、改善基準、労働安全衛生法上の安全衛生規制などを示した上で発注条件・作業管理等での十分な配慮を行うよう引き続き要請していきます。

